

保護者様

袋井市教育委員会教育長

インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

令和4年12月14日より外来医療機関のひっ迫を防ぐため、市内の小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きを変更します。

主な変更点は、「インフルエンザ罹患証明書」の廃止に伴う各家庭からの「インフルエンザ経過観察表」の学校への提出となります。（下記参照）

なお、手続きの変更は「**インフルエンザで袋井市内、森町内、磐田市内及び小笠地区管内の医療機関を受診する場合のみ**」となります。その他の感染症の出席停止及びインフルエンザに罹患し、上記以外の医療機関を受診する場合は、従来通りの対応となります。

従来の方法	新たな方法
<p>○インフルエンザが疑われる症状発症</p> <p>↓</p> <p>○医療機関受診・インフルエンザの診断 また、「<u>インフルエンザ罹患証明書</u>」を医師が記入（今回廃止）</p> <p>↓</p> <p>○保護者が学校にインフルエンザにかかったことを電話連絡する</p> <p>↓</p> <p>○「<u>インフルエンザ罹患証明書</u>」の体温記録表を家庭で記入し、発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）が経過したら登校する</p> <p>※解熱後の医師の診察は不要</p>	<p>○インフルエンザが疑われる症状発症</p> <p>↓</p> <p>○医療機関受診・インフルエンザの診断</p> <p>↓</p> <p>○保護者が学校にインフルエンザにかかったことを連絡する。</p> <p>○<u>コードモン「その他」→「資料室」内より「インフルエンザ経過観察表」をプリントアウトして受け取る</u></p> <p>※<u>プリントアウトできない御家庭は、学校に連絡をする際に申し出て、必要な書類を学校に取りに来てください。</u></p> <p>↓</p> <p>○「<u>インフルエンザ経過観察表</u>」を家庭で記入し、発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）が経過したら、<u>インフルエンザ観察票を持参し</u>登校する</p> <p>※解熱後の医師の診察は不要</p>

※児童・生徒が医療機関を受診してインフルエンザと診断された場合、保護者は、学校へインフルエンザに罹患したことを連絡し、各校で指示される上記の方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ります。

保護者は、「インフルエンザ経過観察表」に発熱の経過を記録します。学校は、学校保健安全法に定められた出席停止期間【発症後5日かつ解熱後2日（幼児は3日）】が経過したことを、「インフルエンザ経過観察表」で確認（出席停止期間後に児童生徒が持参）することで、当該児童生徒の登校を許可します。

担当 学校教育課（石井・鈴木）  
電話 86-3222